

(第一部)

第十三回 參議院内閣委員会會議

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)午  
前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事 鈴木 直人君

- 厚生省設置法の一部を改正する法律  
案(内閣送付)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律  
案(内閣送付)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律  
等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律  
案(内閣送付)
- 国家行政組織法の一部を改正する法律  
案(河井彌八君外八名議)

保健、レクリエーションという点から業績も挙げております。最近は殊に外国人からの観光客も国立公園に集中するという現状でありますし、なお今後私たちの厚生省としましても、国立公園の重要性を深く検討して、ここに国立公園監を置いてこの所掌をやらしめること。第三には、厚生省の地方支分部局である駐在防疫官事務所を廃止します。事務所は廃止いたしますが、人員を全部やめるわけではありませんので、これを運営において地方にばら撒くよりも中央にこれを集中して機動的移設所を廃止するわけであります。

構については苦になるものを感じます。多かつた関係上、若干この厚生省の趣旨についておつて折衝をいたすこととのあります。当然こうありたいとと思ふ点につきまして政務次官に御質問します。

第一は、引揚援護局を内局として引揚援護局にすることとは、引揚援護局の業務が若干減つて参つたというところから一応尤もだとは思います。これを内局にしても差支えはないと思うのであります。併し昨年来一億円の国費を投じて全国的に軍人の遺族の調査をいたし、更に傷痍軍人等に関する援護局の事務をとつておられる、これは実に厖大なものであります。本年度におきましては八百八十億円の公債を出し、更に二百三十六億円の援護に関する諸費用をも分配しなきやならない。而もそれを非常に急いでおるのであります。さような意味から、只今外局である引揚援護局を急に組織を改変して、部長を取除くとかいうようなことをいたします。さうな意味から、私は今年は数百名の増員までして仕事を遂行しようとしておる建前から言ひて、無理が来る

○松原一麿君 次官の率直なお話を私はそのまま受取ります。殊に七年間に空白を置いてすでに五万円の公債、更に拡大して準軍屬には三万円の公債による弔慰金も出るといふこの際であります。受けるほうの側は首を断ち切れるほど延ばして待つておる。高利貸は

○政府委員(松野頼三君) 先日提案の理由を御説明いたしましたが、その内容の詳細を要点だけ御説明いたしますと、引揚援護庁を廃止しまして、厚生省の内部部局として引揚援護局を置くということにいたすつもりであります。そうしてこれには次長を二名置く、これが引揚援護庁の今度の改正の要点であります。第二には厚生省の内一部部局である統計調査部と、国立公園部及び環境衛生部という三つの部が現在ございますが、この部を全部やめまして、併し統計調査部は非常な大なる統計資料の調査と、人員も相当多数を抱えておりますし、今後ますべく重要性を加えますので、ここに特別に統計調査監といふ職制を置きまして、今後統計調査をおおきに精密化する、又国立公園は、御承知のことく、現在の国民

第四番目が引揚援護局の地方支分部局とす  
る方復員部を厚生省の地方支分部局とする  
局である引揚援護局、復員連絡局、地  
域上、これに附隨してこの第四の変化  
が来るわけであります。第五が引揚援  
護局の現業を行う機関である援護所及  
び留守業務部を厚生省の附屬機関とす  
ることであります。

以上が大体今度の大きな改正点の説  
明で、その他の問題はこれに附隨しま  
して小さい條文が相当異同しております。  
す。各條につきましては、政府委員か  
ら御質問に応じて説明いたさせます。  
以上簡単ですが、引揚援護局それか  
ら各部の三部の廃止を簡単に御説明申  
上げました。

ましては八百八十億円の公債を出し、更に二百三十六億円の撥議に関する諸費用をも分配しなきやならない。而もそれを非常に急いでおるのであります。さような意味から、只今外局である引揚援護室を急に組織を改変して、部長を取除くとかいうようなことをいたしますと、いうと、私は今年は数百名もの増員までして仕事を遂行しようとしておる建前から言うて、無理が来るると思うのであります。従つてこの外局を内局に変更するという原則はこのままとしましても、この実施期限をば明確年四月一日として、今年一ぱいは現行通りに残すべきものだと思うのであります。ですが、この点につきましての次官の所見を伺いたいのであります。

○松原一麿君 次官の率直なお話を私はそのまま受取ります。殊に七年間に空白を置いてすでに五万円の公債、更に拡大して準軍属には三万円の公債による弔慰金も出るといふこの際であります。受けけるほうの側は首を断ち切れるほど延ばして待つておる。高利貸は

これにつけ込んで先物買いまでやつて  
おるというような現実でありますから、どうか一つ厚生省におきまして  
は、私どももせい／＼これは委員諸君の御同意を得て本年一ぱいは現状のまゝに残して置いてもらいたいと思う。  
仕事をお急ぎになつて、遅くともこの秋までには各人の手に折角の援護の資金が廻りますようにお伝えを願いたい  
という希望を申添えておきます。  
重ねてお尋ねしますが、厚生省の今

度の機構改革のうちで医務局から次長を取除いております。医務局は御承知の通りに全国に九十数つの中立病院を持つており、更に結核療養所、精神病院等の広大な附属機関を持つておるのあります。非常な大きな仕事を担当しておるばかりでなく、医務局は、医務、業務、公衆衛生等の医療衛生に関する三局の連絡の要局となつておると見ておるのであります。而もその局長は技官であります。これはどうしても医術に関する造詣の深い人でなくてはならんと思うのでありますけれどもが、このまとめ役をする医務局に次長がなくなるということは誠に心細いものであります。これは客観的に見てどうもこれでは立つて行けないということを心配するものであります。現に今回審議中ではありますけれども、国立病院のうち六十六病院を地方に移譲するという大問題を控えておるのであります。この大問題はまだ一向に進展しません。この予算は九ヵ月分しかとつてない。あと三ヵ月は地方へ移譲によつて予算も要らないというううな見通しの下にこの仕事が進められておりますけれどもが、実は今のところでは私の知る限りにおいてはこれは

非常な困難に陥つておるのであります。これを遂行するかせんかといふことも厚生省としては非常に大事な責任問題だらうと思います。この医務局から次長という事務官をとつてのけで、技官である医務局長一人でこの大仕事をやつて行くということはとても堪えられないよう思いますが、政務次官はこれに対しましてどういうふうな考え方でしようか。

な厖大な人員を抱え、これほど必要な行政を持つ医務局の次長を廃止しようという実は行政機構改革の上に立つて非常に無理なところを一つやつてみようというわけでこの案にいたしたわけですが、それほど急がしいときにはそれを廢止しようという誠に重要な覚悟で提案いたした次第でございます。

○松原一彦君 その点につきましては私は厚生大臣がこの案に応ぜられたる責任を問いたいくらいに感じておるのあります。どうも今の政府は厚生行政に対しましては非常に継子扱いをしておる。この結核を漸く死亡率を半減までにしようという成績を挙げており、爛の撲滅、その他重大な問題が民族の保健衛生の上から重なつて来ておる際に専任大臣を置かず、兼任の大臣が急がしいために顔も見せない、そうしてかような大きなところに穴を作つて出されるなどというようなことは私は非常に遺憾であります。専任大臣の要求を私どもはして参つたのであります。そういうところから今度の行政機構は厚生省の面に大きな穴をあけておる。これを大臣の責任として私は質問したかつたのでありますけれども、今次官の御意見でこれはあるべきものであるということが私に認識できましたからいざれあとで修正案を出したいと思います。更にもう一つ伺いますが、監といふものを三つおいて部長を取除されたのであります。併し設置法の内容は監といふ技術者的な職名をも持つた人がおるのでなくして、一つの行政上の全責任を担当する部長と同じ仕事をする人が存在するので、これは

一つのしまかし的のものに過ぎない。監があつてその下に課があるのです。特に統計調査部でも統計調査監としてこの下に三つの課がある。又国立公園部にしましても管理課、計画課というものが存在するのです。衛生局のほうを見ますと、今回環境衛生部というものを取除いて、その下に四つの課、環境衛生課、水道課、食品衛生課、乳肉衛生課等を公衆衛生局長の下に置きますと十一課が併列するのです。これではどうしても部長を取り除くとするならば次長が必要なのです。公衆衛生局の所管の中には國立公衆衛生院もあり、國立栄養研究所もあり、國立予防衛生研究所もあるのです。これほど龐大なもの組織はやはり衛生局長という技術官を置いていただけでは私は処理がきれないのであります。むしろ部長を昇格して次長とするとのほうが全体の面から見ても必要ではないかと思うのであります。これが次長の御所見を伺いたい。

ういう行政にまで努力して現在やつて参つております。幸いにしてその水準にだんく到達しつつあるわけであります。公衆衛生というものが戦後において極端に大きく重要なものになつて来た、こういうときに課が十一課もあります。仮にここに次長という制度が置かれますならば、公衆衛生局は事務的にいうと、或いは技官、事務官という制度を抜きにしましても、十一課を補佐し得る、相当行政上においても十分な事務を私は達成し得られると思いますが、行政機構の簡素化という面から、この際今度は部を廃止するという提案をした次第でございます。

臣としては一つの手落ちだと私は思ひます。そういうような意味からも私はなまこには充実したる次長がなくてはならないと思うのであります。次官の御意見もほぼ同様と思いますので、これを了解しておきます。

もう一二伺ります、本来各省には官房長のあるところと官房長のないところがあります。次官が直ちに官房を持つておるところと、そうでないところがあるのであります。この標準は六局以上の基準だというふうに今日まで我々は承知して参つたのであります。厚生省はすでに今まで六局があり、新たに引揚援護庁は内局とします。すると七局になるのであります。ここに官房長がないというのは、なくて済むかどうか、それは済ませれば済ませないこともありますまい。併し他省との均衡から申しましても官房長を置かなければいいという理由はどこにあるのか。役人を徒らに作ることに私は賛成するのでありませんが、そういうところでいとも厚生大臣はどういう所見を持つてこんなふうにせられたのか伺いたいのであります。

の案にも官房長の案は出しておりませんでしたが、さて非常に行政まで御心配頂く松原さんが成るべくなれば一つ完全な行政を十分な能力でやつてくれという御意見の御発表から察しますと、実は官房長というものは厚生省に過去に置いておいたことはありませんが、各省では相当能率的行政を上げておるから厚生省も今後考えてよいのじやないか。これは今まで厚生省になかつたものですから今後の課題として、各省がそういうふうな能率を上げるならば厚生省もそういうふうな能率も上げて全うしたい、こういう考え方を持つております。

減らしております。併し人員は減りまして、未帰還者が数万人、未だに行方不明のかたを數えますと、三十万人といふ大な我々同僚のことを考りますと、一人でもやはり引揚未復員者のがはつきりしない限りは引揚業務は完了とはこれは私は言えないと思います。引揚人員は減りましたけれども、業務自身において却つて私は減つたがります。引揚業務は大事なことだといふように私は現実考えております。さあ、それでは引揚護局を局にしますと、現在の人員が大体千八百人現実にあります。今度は引揚業務は或いは減りますかも知れませんが、引揚のほうが、傷痍軍人、傷病者の遺家族援護法との通過によりまして、二百万人を数えられます。遺族に対する手当といふものが今度加えられて、仕事はどうつかと申しますと、新らしい部門においては過去の何十倍という厖大なものを使、而も期限を切つております、来年の三月三十一日までにやるというこの問題につきましては、非常に引揚援護と同様に遺族の援護のほうで思ひん大きな荷物を援護庁は背負いまして、定員は現状のままで臨時雇いを雇いましてカードの整理をする、或いは遺族の認定の業務が新らしく始まる、又市町村長を動員しまして正確な家族調査をやる、或いは年金、一時金を交付する、こういう部門は私たちは過去においてやつたことはありませんが、今後においてどういう発展をするかということは未だに誰も予測できません。從つて援護庁というものが、引揚部門も

勿論重要でありますけれども、そのうえにそういう遺族の援護といふことですが、殊に期限も来年の三月三十日までという限定で大きな仕事ができましても、これだけは遺憾なきよう……、実際に事柄が事柄であるから方遺憾なきを期するということが、これが非常な局員、省員一致した現在の心境であります。やれるかやれないかということの予測は今後においてわかるものであります。私たちは是非やりたい、こういつつもりでやつております。

○成瀬慶治君 私がお伺いしたいのは引揚援護でやつて行けない、あなた方がおつしやるようになつて見なければわからんとか、どうこうという問題は私も同感なんですが、私はあえて機構をなぞつて内局になつたのですから、それはやつて見なければわからんのだということではなくて、いやしくも私は確固たる信念の下にこういう機構じりがなされなければならない。これは何でもない、機構いじりじゃない、これでは余りに無定見だというふうに考えますからそこのところを私は明瞭に一つ承わりたい。こういうふうにお願いしたのです。

○政府委員(松野頼三君) なぜ外局を内局にするかということは、全般的に今度の各省の設置法の改正は恐らくすべての外局を内局にするのだという内閣の原則に則りまして、これを厚生省で適用した場合に、唯一の外局である援護厅にこれが適用される、こういう私は実際の問題で別にできたものだと関係でございます。

○成瀬慶治君 いや、原則があるからやるものだというのでおやりになるのか、その机上プランでやられるのか。

思ふ。もとへ接種室といつものができたのは、いたのは仕事があるからできたと思ふのですから、私は仕事の上においてどうだということを私は厚生大臣なり、あるいは次官なりの見解を一つ承わらなければ納得はできないわけです。

○政府委員(松野頼三君) これは仕事の上から申しますれば内局でありますと局長になる、外局ですと長官になりますから、こういう変化が起りますよう。それでは内局でなければできないか、外局でなければできないか、という仕事の上では、恐らくこの設置のときには仕事が大きくて内局だけではやり切れないというところで当時外局にされたのではないか。今度は内閣が行政機構といふものを作つて非常に苦しいが、全部内局に置くという方針の下に閣議で決定され、それに応じて厚生省が適用された。仕事の上から申しますけれどどちらかといふ判定は、これは必ずしもどつちでなければならないかんという断定は私はできぬだらう、ただ仕事をするかしないかということによつてきまるんじやなかろうか、内局でも仕事ができるか、それは私はできないことをない、外局でなければできないか、これも一方的に内局、外局において仕事ができる、できんといふ判断は非常にこれはむずかしいんだと思います。

○成瀬暢治君 あなたの御意見を承わつておりますと外局にしようと内局にしようとどつちでもいいんじやないか、これは私は外局といふものが過去をおいて持つておると外局にしようと内局にしようとどつちでもいいんじやないか、こういう御意見ですか。

○政府委員(松野頼三君) いや、そうではございません。外局において長官があり、人員を整備して外局といふものができておるんですから、それは私は

は こ う じ

四

ひどい欠点はなかつたんですから外局で結構だと考えております。ただ一般的に外局というものを廃して内局で苦しいながらも仕事をしろ、これは組織

○成瀬治君　そうすると厚生省のはうごうの御意見よりも大体閣議の決定事項においてやられたからそれに同調したんだ、こういうふうに承わつて差支えあります。

○政府委員(松野鶴三君) 勿論その過  
程におきまして厚生省としましても全く  
急に内局にされでは非常に困るといふ  
意見もこれは勿論出で来ますが、結論的  
において善処を、苦しい中をやれ  
こういうわけで最後は閣議の決定にな  
じましてこの覚書にありますように最  
後の決定に従つた、こういうわけでな  
ざいます。

します。実はあなたがおつしやつたうに重大問題で、折角スタートを切ったものが、機構の上において一機構を持つて行く、これで果して仕事が、アートしかけたそれがうまく行くかどりうかということは私も非常に心配しておつて、私は厚生省で実際仕事に当つておられる人たちが果してそういう構いじりのためにこういうようなことが一日でも遅れる、一步でも遅れる感じやないかというふうなことを心配されておられるという点はわかつたわけですが、併しそれだからといって調議の決定に当つて大臣がそういうものを無視してまで譲られる必要はないかたんじやないか、もう少しことは強調してやつぱり軌道に乗せてしまつて、もういいんだという段階にお

ていいじりたい人があつたならば勝手にいじられてもこれならどちらでもいいと思う。併し折角仕事を始められた以上、スタートにつきかけた、或いは置いておるというようなところの機構などじりということについては非常に遺憾であると思ひますが、次官の御意見などを承わりまして大体わかつたわけであります。

んですか。今度こうした音をこれまた各省とも同じようでござりますが、既にされるわけでございます。余り細かいことを伺つてもいけないと思ひますが、私は厚生省の調査統計というものは一つの厚生行政の基礎をなすものだと思います。そうした場合に今度はつ監に直して大いにやろうといふ上意で御意思でなつたものだ、こう思つだけです。それには今まで部でやつてこられた、二うちことがいかん、そこ

監に直すと、どうじや長所があつて、厚生行政の上において非常にブ拉斯になつて来るんだという私は御趣旨のうのがあると思う、そのことを率直につ承わりたいと思います。

○政府委員(松野彌三君) 率直に申上げまして、監にしたほうがいいといふほど割切つた考へは私は持つております。それならなぜそんなものを提案せん。それならなぜそんなことをしたかということになるのですが、それも各省が部を廢して行政を一つで簡素化しよう、こういう内閣の決定によりまして、部を廢止する。併し部廢止するには余りにもこれは大事なことだというので、新らしい制度で監いう名前を付けて、これは運営をやめて見ませんと長所短所というものはございませんが、ただ部がなくなつて、

これだけ大きなものを官房の中に抱えむだけでは、これは甚だどうも大事な問題だと思いますので、そこで一つづつ問題だと思えます。そこで一つづつ詳しい監という制度を設けて運営して見ようというわけでおやりにならね監という制度を厚生省に適用したるものであると考えます。

○政府委員(松野禪三君) これはほ  
の役所は勿論自由でしようが、殊に  
生省は保健衛生という立場から考え  
て、過去の統計というものが、人  
に対する今後の施策において非常に  
重されなければならんのだ、そういう  
基本的な考え方については同感でござ  
ましようか、ノーでございましよ  
うか。

要じやないか、殊に一步調まりますば貴重な人命にかかりますので、くら各省も大事でしようが、人命にしては厚生省が所管する以上これほ大事な過去の統計といふものを主として、今後の防疫態勢、今後の環境衛生とか、今後の医療体系といふものを作るのには、これは私は非常に大切なことはなからうか、将来を予測するならばなお過去の統計といふものが必要じやないか、これは私はよその方に負けないほど必要なことだと痛感しております。

い矢口は非常識であると思ふのであります。併しここで御質問することは私は無意味だと思います。それでどうもお聞きすると、私遺憾だと思いますのは、閣議の決定に基いて主体的なものが厚生省になくて、それで受け入れでやつて来たということは、厚生行政に対して熱心ではないという一言に尽きると思いますから、私はもう質問はやめます。

いするには無理かと思ひますから事務のほうのかたにお伺いしますが、今の政務次官の御答弁で統計調査関係については、部をやめて統計調査監といふ一つの制度でやつて見ようという御答弁でありますたが、現在の統計調査部の事項としては第八條の二項に前項第十三号及び第十四号に掲げる「事務をつかさどる」というふうにいつておりますが、今回の改正法で「次條第十三

号及び第十四号に掲げる事務を掌理する。」となつておりますが、この「つかさどる」と「掌理する」という言葉はどう違うのでしようか。事務のほうからお伺いいたします。

○説明員(小山進次郎君) 舎今お話をありました「つかさどる」と「掌理する」という言葉につきましては、私どもとしては全然違ひがないというふうに考えております。従つてこの項に関する違いは、特に今回は「命を受け取つて」という言葉が入つた点だけが違つてゐるというふうに考えて改正案を取りまとめておるのであります。

○補見義男君 そうしますと今のお答えでは、「命を受けて」、「」という言葉があるなしの相違だということであります。今までの場合には調査部は「命

「命を受けて」、という言葉がないのであるから、調査部といふ一つの機構であるからであつて、恐らく部長はやる場合には自己の判断でやると同時に、上司の命を受けてやることもあるだらうと思いますが、統計調査監はそうすると自己の所掌事務と、いうものはないくて、ただ命令を受けた場合だけがこのつかさどる仕事をやるのか、この点はどうなんですか？」

○説明員(小山進次郎君) 法律の條文に「命を受けて」、第何号から第何号に掲げる事務を掌理するとありますから、当然にその事務を掌理するといふうに考えております。従つて「命を受けて」という言葉は法律的にはそれをほど意味がなくて、ただ気持を現わす程度に考えて私どもは一応法条を取りまとめた次第でございます。

きますと、結局一番上の統計調査監といふのと、統計調査監といふだけになつて来るのですが、そこので部と監との違いは単に名前の違いだけになりますか、どうなんでしょうか。

と言ひますか、人を通じての組織的活動という、そういう色彩が非常に強くなつておると、こんなふうに考えております。

○楠見義男君 結局部も、部長を通じてやるということになり、而も最後の言葉がつかさどるということ、掌理するということが同じ意味であり、そうして又中間にある「命を受けて」という言葉もあるなしにかかわらず、それは大したことではないということになりますれば、実体は私は統計調査部も又部長を通じての事務の掌理、統計調査部といふ個人を通じて、そうして今お話をありましたように、これらの仕事を取りまとめて掌理して行くということには、全く同じだと思うのであります。が、そういうふうに解釈してよろしくござりますか。

○説明員(小山進次郎君) 気持の上の違いはござりまするし、それから形の上で例とば統計調査部といふ部がございますれば、統計調査部といふ部がございませんが、そういうふうに解釈してよろしくござりますか。

○楠見義男君 この八百名というのには、厚生省に全部おられる職員ですか。何と言ひますか、常時職員ですか。○説明員(小山進次郎君) 仰せの通りでござります。これらは、現在そうするなどいうふうに分属されておるのであります。

○楠見義男君 その八百名というの調査部は、中が指導、計画、製表といふ三課に分れておりまして、この三課の内訳については丁度手許に資料を持つて参つてございませんが、只今申上げました人間がこの三課に分属されておるわけでございます。

○楠見義男君 更にお伺いいたしたいのは、今回の提案理由の御説明を伺いますと、地方支分部局である駐在防疫官事務所を廃止すると、こうあります。が、この廃止の理由或いは廃止に至るのは、今回お伺いいたしたいのです。が、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

○楠見義男君 最後に国立公園関係の事情はまだお伺いしておりませんが、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

○楠見義男君 最後に国立公園関係の事情はまだお伺いしておりませんが、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

○楠見義男君 最後に国立公園関係の事情はまだお伺いしておりませんが、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

○楠見義男君 最後に国立公園関係の事情はまだお伺いしておりませんが、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

○楠見義男君 最後に国立公園関係の事情はまだお伺いしておりませんが、若しほかの委員からお伺いしておればあとで伺いますけれども、若しそうです。

のまま解釈された、非常に仕事に疲れ  
ておる國民に対して放牧的に氣分を変  
える、そこへ天然の空氣を吸わせる、又

まして政府委員から説明を求めます。  
○政府委員(森永貞一郎君) 設置法の  
改正案でござりますが、條文について  
申上げますと非常に混雑いたしまして、そ  
で、先ず初めに大綱を申しまして、そ  
の後なお詳細を申上げたいと思いま  
す。

務と一緒にいたしまして為替局を新設するということにいたしております。第二点と申しますか、以上の事務の整理統合の結果内部部局の改変をいたしております。従来の内部部局は官房のほかに主計、主税、理財、管財、銀行、この五局ございましたが、そこに只今申上げましたように徵稅局と為替局、その二局が加わりまして、官房及び七局ということになりました。内部部局の改変といたしましてはそのほか

議会、公認会計士審議会、外國若者審議会、  
議会及び外資審議会とそれべく審議会  
として附属機関として本省に置くこと  
にいたしております。なおそのほかに  
附屬機関の問題といたしましては経済審議会  
安定本部の附屬機関でございました企  
業会計基準審議会は、安本の経済審議会  
府の改変に伴いまして事務の再配分が  
行われることになりました。この企  
業会計基準審議会を本省の附屬機関とし  
て設置することにいたしました。なお  
国税庁協議団税務行政に関連いたしまして  
して、国税庁に從来協議団が置かれていた  
おつたのでございますが、徴税局とし

以上申上げました五点が今回の設置法の改正の要點でございます。大綱的な説明は以上で一応終りたいと思います。  
○委員長(河井彌八君) それでは…。  
○政府委員(森永貞一郎君) 只今大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして申述べたのでございますが、以上申しましたような設置法の改正の結果といたしまして、大蔵省関係法令の整理をする必要がございます。國税庁の廃止に伴うもの、証券取引委員会の廃止に伴うもの、公認会計士等理委員会の廃止に伴うもの、外國為替

しようか、基本概念としてはどうぞして、観念で國立公園の行政、選定をすると、いうことで、たま／＼それが最近非常に外國からも注目され、外人が来る、これは第二義的なものでありますて、第一義にはやはり国内の国民の放牧場、保護上という考え方から出発してお

しまして印刷庁、造幣庁、以上の外局がござります。今回の行政機関改革の根本方針といたしまして外局を極力縮減するという方針に則りまして、これらの外局はすべて廃止することにいたしております。なお総理府に外局として外国為替管理委員会、経済安定本部に外局といたしまして外資委員会がござります。

調査部、主税局の税關部、銀行局の検査部、これらをそれ／＼廃止いたしまして、それに代る制度といたしまして、主税局及び銀行局にそれ／＼次長一人ずつ、なお新設の徵稅局には事務の分量その他を勘案いたしまして、次長二名を設けることにいたしております。

第三点は附屬機関の問題でございま  
すが、先ほど外局として印刷局、造幣  
局を廃止することを申上げたのであり  
ます。

本省におきましては租税の賦課決定され自身はやらないといふ建前をとつておりますので、国税局協議会が廃止されまして、それに代る施設は本省には置かないことにいたしております。

第四点は地方支分部局の整理でございますが、納税者の分布状況の変更等に伴いまして、現在ございます五百零七の税務署につきましてその再配置につきまして考慮する必要が出て来るわけですが、そういうたまごとく備えまして、税務署を整理いたしまして他の税務署に統合する。そういう提

○委員長(河井彌八君) 速記をとめ  
〔速記中止〕  
○委員長(河井彌八君) 速記を始め  
それでは休憩いたします。  
午前十一時五十八分休憩

ざいますが、これらにつきましても機構簡素化の觀點から行政委員会は審判的機能を有するもの以外は廃止するという方針が樹立せられまして、それらが廃止せられました結果その所掌事務は大蔵省でお受けすると、そういうことになりました、それらの機關を本省に統合いたしました。この事務の部分でございますが、証券取引委員会と

第三点は附屬機関の問題でございま  
すが、先ほど外局として印刷局、造幣  
局を廃止することを申上げたのであり  
ますが、それらは本省の附屬機関とし  
て造幣局、印刷局といふ名の下に本省  
に附属せしむることいたしました。  
なお又証券取引委員会、公認会計士管  
理委員会、外国為替管理委員会及び外  
資委員会、これらは廃止につきまして  
は先ほど申上されたのでありますから、委  
員会制度を廃止する経過的な措置とも

余の税務署にてつきましてその再配属につきまして考慮する必要が出て来るわけでございますが、そういう事態となつて他の税務署に統合する。そういう場合にも納税者の便宜を考慮いたしまして、税務署支署という制度を新たに設けまして直接税と申しますか、申告を受け得税等につきましては税務署の支署においてもなし得るということにいたしまして納税者の便宜を図りたい。さような趣旨から税務署支署の制度を新たに設けまして、地方制度の整備を図つておる次第であります。

安定本部に置かれておりました通貨發行審議会が廃止されることになりますて、それに伴う運営方法の整理をこの法律の中でいたしております。引きまして逐條的にお詳しいことを申上げたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 文書課の磯江重泰君から説明を願います。

○説明員(磯江重泰君) それでは私が條文につきまして御説明いたしました。提出いたしました法律案は條文の順序が前後いたしましておりまして、お読みになる場合に大変読みにくいかと思いますが、お手許はお配りしております大蔵省設置法の一部を改正す

江の島の昔話

る法律案新旧対照表がございますので、これにつきまして現行の條文と比較して頂きまして変つた点のみを説明することといたします。

先ず変りました点といたしましては、三條の大蔵省の任務の点でござりますが、これにつきましては第四号に新たに「外国為替」というのが入りました。これは先ほど官房長から説明いたしました通り、外國為替管理委員会が大蔵省に統合されることに伴いまして外國為替を新たに大蔵省の任務として規定いたそうとするものでございます。次に第四條の権限のところでござりますが、ここには五十七号かに亘りまして大蔵省の権限が規定してござりますが、号の順番を変えましたような点がございますが、新たに入つたものといだしましては、先ず第三十一号でござりますが、それまではおおむね從来と同じでござります。第三十一号に「賄費、外貨債、その他の涉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること。」これは規定といいまして新たに入ったわけございまますが、仕事といたしましては從来やつておるものでございまして、條文を整理する趣旨において入れたものでござります。それから次に第三十八号でございますが、「特別の法律により設立された金融機関を監督すること。」これも從来やつておりますことを規定を明確ならしめるために入れられたわけでござります。それから第四十号でございますが、これは大蔵省の所管物資の価格統制といふことでございまして、從来経済安定本部でやつておりました事務が各省に配分になりました結果、大蔵省にもこののような事務が加わることにな

つたわけでございます。その次の「四一號」以下は外國為替關係の権限でございまして、四二號は外貨資金の管理、これは從來外國為替管理委員会やつておりますものを大蔵省のはに移して規定いたしたわけでございす。その次の四三號、「四四號」、十四號、これはいずれも從來大蔵省やつておりますのでございまが、規定の仕方を若干変えまして、規定の整理をいたしたものでござります。次の四五號の「外國為替予算（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外國為替予算案の準備に関する協同調整を行うこと。」これは從來の經濟安定本部において所掌いたしております事項でございますが、今回この外貨資金の準備に関する総合調整の關係は大蔵省に移されまして、その予算案の作成につきましては、貿易に関する部は通産省において取りまとめまして、貿易外部分を大蔵省に取りまとめられを総合したものの大蔵省において外國為替予算案として關係審議会に提出するというようなことになつておますので、そこに掲げられているよな規定を設けた次第でございます。四六號でございますが、これは從來外資委員会で担当いたしておりました「外國投資家の投資及び事業活動の調整に関する事項」これが大蔵省に移されることになるわけでござります。これが権限のところの変わった点の主たるものでござります。

若干の整備をした程度でござります。特に御説明いたすことはございません。  
主税局でございますが、九條關係おきましては、これも実質的には殆ど變りがないわけでございまして、新たに加えられた点といたしましては、二号の「租稅收入の見積及び決算の調査を行うこと。」これは従来ともやつております事項で、規定を整備したものでございます。三号の酒類の價格の規定、これは安本の廢止に伴いまして、大蔵省において価格決定をやるといふ趣旨におきまして加えられたものでございます。従来の稅關部に関する規定が削られたということでござります。  
第十條は徵稅局の事務に関する規定でございまして、これは新たに加えられることになつたものでございましょうが、その内容におきましては、おおね從來國稅厅においてやつておりました事務と殆んど變りはございません。ただそれを整理いたしまして、一号より至九号に規定いたしたわけでござります。ただここで第九号におきましては、價格差益及び物價統制令第二十條に規定しました割増金の徵収に関する規定が入りましたのですが、これは從来安定本部の物價局において所掌いたしておつた事項であります。安本の廢止に伴いまして、主税局の仕事に移すということにいたしておるわけでございます。  
次に理財局の關係でございますが、理財局の関係といたしましては、一千の事務が局より移されましたこと、証券取引委員会、公認會計士監理委員会の事務を吸収いたしました。

したこと、更に経済安定本部から若干の事務を吸収いたしたことあります。が、それらについて申上げますと、先ず十号の「紙幣類似証券の取扱を行ふこと」これは從来銀行局でやつておりますのであります。これを理財局に移すことにいたしております。それから十二号の金地金の価格決定でござりますが、これは先ほどから申しております価格統制の關係が安本から各省に配分されたということに伴つたものでございます。十三号の「資金運用部資金を管理運用すること」とございまして、これが現在銀行局においてやつておりますが、今度これを理財局に移すことにしておるのでござります。それから十五号の「産業資金の需給を調整すること」これは從来も若干やつておりますのですが、特に規定としてはなく、かたゞ、經濟安定本部の廃止にも関連いたしまして、これを新たに規定として設けるというわけでござります。それから十六号の「企業会計の基準の設定、原価計算の統一」とは、これは經濟安定本部で現在やつておりましたので、理財局のほうに移すということになつておるのでござります。それから十八号の社債等の登録でござりますのを理財局のほうに移すといふことになります。その次の十九号から二十三号までは從来証券取引委員会でやつておりました事務でございまして、これは銀行局から理財局に移すといふことです。二十一号は公認会計士監理委員会の会計の事務でございますが、規定をこのように整備いたしましたのでござります。それから理財局の事務のうち、これは下の欄に書いてございますが、十一号であるとか、十二号、十三号、十四号といふ

つた為替關係の事務は為替局に移ることになりましたので削られることになります。

次に管財局の関係、第十二條でござりますが、これは従来と殆んど全く変りがありません。ただ従来の第八号賠

資金運用部資金の暫定運用、その他で申しますと、二号と十四号と十五号でござりますが、これは理財局のほうに移りまして、そうして十八号の国民貯蓄債券でございますが、これも理財局のほうに移ることになつております。なお検査部に関する規定は削ることいたしております。

次に第十四條の為替局の関係で、

また外貨資金の管理その他の事務、それから経済安定本部でやつておりました外国為替予算案の編成の準備に關

する事務、それから外資委員会でやつておられまする外資導入に関する事務、そういうた事務と、從業理財局でやつておりまする為替関係の事務、これらを全部合せたものをそこに規定いたしているわけでござります。

する規定とほぼ同様でございまして、実体的の変更は殆どないというふうに思いますが、権限におきましては十六條に事務及び権限が定められておりますが、これも從来通りでございまして、「造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。」と書いてございまして、附屬機関となりました後におきましても、その権限におきましては、従来の外局と殆んど変わりがないといふべきでございます。印制局も造幣局とともに、それから次に十十九條の税務調査所でございますが、これは従来は国税庁の附屬機関となつてございましたのを本省の附屬機関に改めただけでも、実体におきましては何ら変りはないわけでございます。

審査会、これらはいずれも本省の附屬機関である諮問機関として新たに設けようとするものでござります。ここに公認会計士審議会と書いてござりますが、これは公認会計士審査会の誤りでござります。

次に地方支分部局におきましては、先ず事務局の関係におきましては殆んど従来と變りはございません。若干の事務を訂正した程度でございまして何ら變りはございません。税關におきましても従来と變りはございません。國稅局につきましては、これも実態は従来と變りはございません。ただ従来は國稅局の地方支分部局でございましたのが、今度は本省の地方支分部局ということに改められるわけでござります。

國稅局に関する規定として變つております点は、三十一條におきまして第二項に「大蔵省令で定める國稅局には、調査審査部を置かないことができる。」という規定を設けましたことと、税務署、三十四條の規定でございまですが、その二項に、税務署の支署を置き得る規定を設けたという点でござります。その他は従来と同様でござります。

次にその他の若干の規定といだまして、第三章職員の規定でございますが、條文ですつと後のほうにありますが、三十五條、三十六條の関係は、國稅監察官に関する規定ですが、これは從来国稅局監察官というのがございませんして、それと実態は變りはないものでございまして、規定の位置をえた釋義で内容は従来と全く變りございません。

それから三十七條におきまして、新たに入りました規定といたしまして、

造幣局及び印刷局の職員の免任は、造幣局長及び印刷局長が行うという規定を設けました。人事任免権を造幣局長、印刷局長に與えているのであります。これによりまして実質上は從来と変わりない権限を造幣局長、印刷局長は行使し得ることになります。

最後の附則におきまして、一番最後の紙でございますが、外國為替管理委員会設置法と外資委員会設置法は廃止いたしまして、なお職員の引継ぎの關係につきましては、附則の第四項におきまして外國為替管理委員会と外資委員会の職員は、別に暗令を用いらずして大蔵本省の所属職員に引継がれるという規定を設けている次第でござります。

以上設置法の一部改正法につきまして大体の御説明を申上げました。

次に設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案でございますが、これもお手許に参照條文を差上げてございますが、非常に内容は厖大なものでございますが、実質的には特に詳細に御説明いたす点も少いかと思いますが、一筋縄括的に各法律について、どの法律がどういう関係でどの点を改正いたすかという点を御説明いたしたいと思います。

先づ條文の順序に従つて説明いたしましたはうがいいと思いますが、一條、二條、三條、四條まででございますが、印刷局特別会計法その他の改正でございますが、これはいずれも外局である印刷局が内局、附屬機関である印刷局に改められ、又造幣局が造幣局に改められますことに伴いまして、これらの法律において印刷局なり造幣局或いは印刷局長官、造幣局長官と規定してある

第五條は、外國為替資金特別会計法の改正でございますが、これは從来外國為替管理委員會とありますので大蔵大臣に改めるというような点が主となつております。

それから第六條は、一般職の職員の給與に関する法律でございますが、これは大蔵省設置法の改正以外の各省設置法の改正によりまして、いろいろ特別職の職名が削られたものがございますので、そういうふたものに伴いまして特別職の職員の給與に関する法律を改正いたしまして、こういつた削られた職名を落すというような改正でござります。

それから八條の旅費に関する法律でございますが、これは単なる規定の整理だけでございます。

九條の共済組合法の改正も印刷局、造幣局の字句を改めるだけの改正でございます。

次に十條以降に税法の改正がございますが、所得稅法、法人稅法その他十條から十九條までが國稅關係の法律の改正でございますが、これはいずれも国稅府の廢止に伴いますのでございませんして、從來國稅府長官と規定しておりますのを大蔵大臣に改めますとか、或いは本省でやらない事務につきましては國稅府長官というものを削りまして國稅局長以下に任せるこというよ



ということを考えているわけでござります。なお証券取引委員会、公認会計士委員会、これは終戦後新たに導入されました例の行政委員会でございまして、いずれも相当数の委員を抱えている合議制の委員会、行政官庁でございまして、例えば証券取引委員会におきましては、三委員の下に次長四課制をとつておますが、今回はこれを廢止いたしまして理財局に統合し、また確定はいたしておりませんが、大体二課程度の陣容で以て賄いたいということを考えております。それから公認会計士委員会のほうは、専門的な委員ではございませんが、それでも六、七人の委員を擁しております合議制の委員会で、その下に事務局ござります。これを廢止いたしまして、或る一つの課の中に止いたしまして、或る一つの課の中に簡素化の実を挙げ得ると期待いたしております。

お現在は経済安定本部に置かれております外國為替管理委員会、外資委員会、これらの廢止並びに大蔵省の為替局が設置されると同じような趣旨でございまして、外國為替管理委員会におきましては、國務大臣に近いくらいの委員を数人擁しております合議的の機関でございますが、その下に事務局があるわけでございますが、その事務局において、実施するよろにいたしておるわけでござります。

運びを願いたい。

それらの面におきましては、相當の実を挙げ得ることを期待いたしておきます。さように取計らいます。

○委員長(河井彌八君) 和田君にお答

るような次第でござります。以上を以つて説明を終ります。おつてもどうも三委員の下に次長四課制をとつておますが、今回はこれを廢止いたしまして理財局に統合し、また確定はいたしておりませんが、大体二課程度の陣容で以て賄いたいということを考えております。それから公認会計士委員会のほうは、専門的な委員ではございませんが、それでも六、七人の委員を擁しております合議制の委員会で、その下に事務局ござります。これを廢止いたしまして、或る一つの課の中に止いたしまして、或る一つの課の中に簡素化の実を挙げ得ると期待いたしております。

○政府委員(森永貞一郎君) 今回の行

政機構改革の基本方針といたしましては、行政機構の改変に伴いましては直

ちには人員を縮減しない。但しなくな

りますところの部長とか、次長とか長

官とか委員とか、そういうところは、

これは当然人員が減少するわけでござ

いませんが、そこで逆に申しますと、この

ことはよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松

原さんからお尋ねになつた点で、国税

庁或いはその他の委員会についての御

説明は、御説明せられたところの趣旨

はよくわかりましたが、そこで逆に申

せば、現在の造幣局或いは印刷所を附

屬機関にすることについての問題につ

いては、松原さんからお述べになつた

ように、非常に私どもとしては小手先細工

のような感がするのであります。例

えば一つの名称にしましても、これは

大蔵省であります。名前を院という

なりますと、そこでも同様です。恐らくはかの委員

のかたも同様であろうと思ひますけれども、そこで今大蔵省關係について松</

る、そういうたよな仕事といふ考

方をいたしております。

○楠見義男君 その次は主計局関係であります。が、実は経済安定本部が経済審議会になり、いろいろ事務整理が今

回行われておりますけれども、一方では外國為替の問題と公共事業の認証とい

いりますか、統合的な仕事、この二つ

が從来通り経済審議会に設けておいた

ほうがいいじやないかという意見があ

るのですが、仮にその主張の通り、公

共事業関係を経済審議会に残すとした

場合、主計局のどの項を入れなければ

ならないのか。これは変な質問ですけ

れども、それを伺いたいと思います。

○政府委員(村上一君) お答え申上げ

ます。只今の御質問でございますが、仮にそういうことを予定しました場合

は殆んどいじつておりませんので、修正する必要はないかと思います。

○楠見義男君

それから次は、国税庁

の問題ですが、私古いことは忘れまし

たが、たしか国税庁を新たに作るとき

は、税の公平を図るという観点から、

特別の機関を設けて、それ以下の国

税局なり、或いは税務署等における

いろいろの微税上の基本方針は勿論の

こと、微税査定の問題その他にして

不公平が生じないようにということを

一つの目的とし、もう一つは、政治的

な影響を受けることのない独立的な機

構を設ける必要があるということで、

国税庁が設置されたというふうに記憶

しておるのでですが、今申上げたような

理由であるとすれば、その理由は現在

も客觀的に見て變つておらないと思う

のであります。が、それ以外の理由が国

税庁設置の際にあり、そしてその事情

が今日においては變つておるといふよ

うなことが若しあればその点をお伺い

したいと思います。

○政府委員(森永貞一郎君) 国税庁の機構が先ほど申上げたのですが、相

当厖大な機構でございまして、簡素化の趣旨からこれを微税局に統合したと

いうことも申上げたわけございま

すが、それによつて先ほどお話をござい

ました公平なる微税乃至は政治から

独立ということが阻害されやしないか

といふ、そういう面からお答えしたら

いかとと思うのであります。終戦後イ

ンフレーションによりまして、実は税

務は非常に亂れまして、インフレーシ

ョンに追いつかないといふような状態

で、非常な混亂状態を一時呈しておつ

たわけでございまして、そのためには

いろいろ努力いたしまして、この際何と

かして一日も早く微税秩序を回復しな

くちやいかん、これは非常に強い要請

でございまして、そのためにはスキヤツ

ビンも出されまして、国税庁が独立す

るというようないきさつがありました

ことは、只今御指摘の通りでございま

す。その後国税庁は、非常に私どもか

ら言わせますれば、微税事務の刷新、

能率化に大いに寄與したと思うので、ご

ざいまして、今日の税務行政の実態

は、数年前の実態とは格段の相違があ

りますが、規定期は全然関係

ございまして、国税庁におきましては、みずから賦課決定の事をいたし

ておきましたが、地方によりましては、企画事務の上に監督事務のみを行

うにとどめまして、地方支分部局、国

税局以下の機構におきまして、これは

決定の仕事をやらせるというような配

慮をいたしております。現在の国税庁

組織の場合と違つて、政治的な影響を

受けるというようなことは万あるまい

ということを我々としては期待いたし

ておるわけでござります。

○楠見義男君 次に税務署の問題でござりますが、支署の点、これは何ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今のと

うふうに了解していいですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今のと

ころは整理するという方針の決定はい

たしております。

○和田博雄君 一つお聞きしたいので

あります。が、通貨発行審議会を今度や

めましたが、それはどういふ観点から

おやめになつたのですか、その点につ

いて。

○政府委員(森永貞一郎君) 通貨発行

審議会は、経済安定本部に置かれてお

りまして、今度経済安定本部が廃止さ

れてしまうだけ整理する、簡素化する

といふ、そういう方針から通貨発行審

議会も廃止されたのだといふうな

ことに表われておる規定といたしまし

○政府委員(森永貞一郎君) これは、

税務署管内の、例えは申告納税者と

か、そういう人々の不便を緩和するた

めにその教諭的といふ、応急的

措置として支署を置く、こういう意

味ですか。

○和田博雄君 そうしますと、結局審

議会とか、委員会を整理するという原

則を適用してやめたのだといふので、

通貨政策であるとか、そういう点に

ついでに変更といふことに基くわけで

はないですね。

○政府委員(森永貞一郎君) 通貨政策

的な配慮は全然入つておりません。

○楠見義男君 造幣局において、いろ

る局長は部内の職員の任免権を持ち

ますね。従来はそれよりの長官はその

部内の職員の服務について統括とい

ますか、服務を定める権限を持つてお

りますね。たとえばそれが、今まで

は、任免権だけは書いてあつて、従来

の国家行政組織法の十條のようないく

う規定があつたのですが、今まで

は、任免権だけは書いてあつて、従来</p

度当つて見たことがあるのですか。あるならどのくらいその名前を変えるた

を願いたいと思います。

替えでござりますとか、紙幣に印刷所  
製造と書いてあります、将来作りま

す原版には印刷局製造とか、どう書くとか、いろ／＼費用が要るわけであり

ます、大したことはないのであります  
が、私ども実は計算いたしたことは

ございませんですが、事柄の性質から  
考えましてそう大したことではないのじ  
やはないかと考へております。

やがてかと未だおこなわ

金だとやがておじやうが  
わけであります。名前を変えてもブ  
ラスになつておらぬ。結局失うまう

が多いのではないか。少いのだから結局、そういうことは国費でやることな

のだからどうでもよい。自分の金じやないのだからといふ、そういう考え方

だつたら大変だと思います。ストックの今までのものが無駄になつてしまふ。

う、全部無駄になってしまふから、そ  
の点も当つて見たらどうですか。そ  
してこうしたことを全部やると、うちの

ならば、私はやはり要るのだろうと思  
う。

○政府委員(森永貞一郎君)　ストック品は、実はそのまま官報で紙幣の様式

等を改正しない限りは使えるわけでありまして、スタッフが無駄になるとい

いたしております百円紙幣のごとを  
は、まだ大日本帝国印刷局というよう  
な名前がついているようでございます  
から、できるだけ早い機会にそれを直

さなければいかんわけでございが、ストックを無駄にしないといふ点も併せまして、そのまま使わしくということにしたいと思つております。従いましてそう大した経費は要らないのじやないかと考えるわけでございます。

○成瀬暢治君 大した経費はからりないとおつしやいますが、例えは今まであつたものを全然、結局は破つて使うわけですから、或いは封筒なんかは書き直すとか、判子を押すとすれば勿論私はやはり経費が要る。時間的な無駄な浪費があると思う。そういうのを見積れば大した金ではないと思うとあなたはおつしやいますが、これは見方によれば大した問題だとう。これは理窟の問題だからやめますが……。その次に、大変納税の成績、上るような、員数を減らすといふことであつたわけですが、員数を減らすということについては、あとから九人、かり減るというような御意見であります。したが、絶対に今までどのくらい年見積つて見て、法人税とか或いは所得税がどのくらい集まつているのか、やはり私は徵稅の記録が向うにあるだらうと思う。これは後ほどそういう資料をお出し願いたい。

○楠見義男君 行政管理庁に伺いましたが、從来の外局である庁ですね、庁今度は附屬機関になる。例えば今の印刷局とか造幣局とか、ほかの工技術院とか、ああいう式のものは殆ど今回の三十七條のようなうに、職員の任免権といふものは、それによっては持たして、而も任免には服務統続を含むと、こういうことで一貫して

つていましようか。ちよつとほかの  
一々調べるのを、煩を避けるために伺  
うのですが。

○政府委員(大野木克彦君) このたび  
の機構改革で、所から附属機関になりますのは、只今お詫の印刷所、造幣  
所、それから工業技術所、この三つだけ  
であります。工業技術所につきま  
しても実ははつきり……たしか同じよ  
うに扱つておつたと思ひます。任免を  
委任するという形でやつておつたと思  
います。

○三好始君 次長制度の運用の実情を  
承わりたいと思うのであります。大蔵  
省には從來主計局と理財局にそれべ  
次長を置いておりましたが、他の省に  
は、次長のない省が殆んどであります。  
ところが今度の機構改革では、各  
省に次長制度でがりますが、そこで参考までに次長制度の運用  
の実情を承わりたい。法文によります  
と、次長は局長を助け局務を整  
理するということになつております。  
これは一定範囲の責任を分担しない  
で、単に局長の補佐的な仕事にとどま  
つているのか、或いは局務の一部分に  
ついて責任を分担しているのか、その  
辺の次長制度の運用の実情を承わりた  
い。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今大蔵  
省で次長制をとつております局といた  
しましては、主計局に次長一人、理財  
局に一人いるわけでございますが、今  
度は徵稅局、税關部、銀行局等にもで  
きるわけでございますが、どうう扱  
い方をするのか、例えば或る特定の範  
囲の事務をその次長の担当といたしま  
して、その限定された範囲で仕事をさ  
して行つたほうがいいのか、或いは一

ときぐの命令に応じて隨時仕事を助けて行く、そういうやり方がいいか。それはその局々の仕事によりまして違つて来ようかと思ひます。現在大蔵省ではいたしております運用の仕方は、理財局は、これは勿論一般的に局務全般について局長を助けるというようなやうな考え方をいたしておりますし、主計局におきましては、各省別に予算を査定し、編成する、そういうふうに分量が多い仕事を処理するために便宜上或る程度の分野を設けておりますが、その分野については勿論限られた面でござりますけれども、そのほかに一般的な政策等の問題もございますので、それらの面におきましては、局長のスタッフとして全面的な仕事をさせる、予算編成といふ面につきましては一応の分担はきめております。それ以外のいろいろな局務の面におきましては一般的に局長を補佐する。そういうふた実情に即した扱い方、運用の仕方をいたしております。今後も法律の上では一局長の命を受けるということにしておりますが、その局々の実情に応じまして、所によつては限定し、所によつては限定しないで一般的にやる、或いは限定いたしております場合によつては又一般的にやらせることがある、機動的に運用いたしたいと思つております。

るという仕事を命ぜられる。分担あります。それも又局長の命令によつて機動的にきめて行くということになります。それが、いわば局長の代理のような法律關係が成立するのですか。

○三好始君 そういう場合に、局長の命によつて職員の指揮監督をするということになつて参りますというと、現は或いは不適当かもわかりませんが、かと存じます。

○政府委員(森永貞一郎君) 内部にございまして、いわゆる内部委任的な面の問題、例えば或る特定の事項につきましては次長に代決させるといつたようなことも仕事の性質によりましては若干あらうかと思います。

○楠見義男君 今の次長の問題ですね、三好君の御質問に対するお答えで、実際今おやりになつてゐる実情、大体わかつたのですが、恐らくこういうことじやないですか。次長の一人という場合には、大体の仕事を総括的に局長を補佐する。併し二人とか三人とか、大蔵省は今三人はありませんが、二人といふときは結局その仕事をの分量が多いから、従つて分担をさしていると、こういうのが普通じやないのでしょうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 複数になりますと、分担さしたほうがいいといふ面は確かにあると思ひますし、そういう場合に複数になるということから知れませんですが、例えば予算編成の基本方針、予算編成方針をきめるとか何とかいう問題になつて来ますと、これは分担にこだわる必要はないわけですがございまして、一般的に局長のスタッフとしてブレイン・トラストになる。

そういう面が又無視できないのじやないかと思います。

○楠見義男君 その点は、例えば従来主計局なら主計局で各主計官が集まつて、その予算の編成方針についてプレゼン・トラストになつておつたと同じように、特に次長がどうだということはないと思うのですが、これは又これとしてですね、今度銀行局に一人次長が殖えますですね、従来銀行局の仕事が非常に多かつたから一人ではやつていけないと、いうことで、新たにそういう理由で次長が一人殖えるのじやなくて、銀行検査関係の仕事は、これは從来特別の仕事として昔から検査部というものがあり、或いは検査官といふものが、局長は當時銀行検査について頗るわざることなく銀行検査官が一体的に動いてやつておつた。ところが今度全般的に部をやめるという根本方針から、やめさせられてその代り次長ができる。併しその次長は主として検査事務に当ると、こういふうなスタッフの下でやるというか、考えられる、そういうふうに了解されるのですか。その点はどうなんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 肢格的にあります。ただ、その点は、例えば従来銀行局の実情から考へまして、局長の代りにいろいろな仕事をお願いしたほうがいいと、それ以外にも最近の銀行局の実情から考へまして、局長の代りにいるか、実はまだ決定いたしておりません。

○鈴木直人君 次長の権限は只今の説明によりますと、局長個人の考え方によつて、お前はこういうことをやれといふことも出て来るだらうし、或いは局長が代つた場合に、今度はやめてこよういう仕事をしろと、そういう局長個人の考え方によつて次長をいろ／＼補佐せしめるということではなく、省令とか省の規則とかいうものに、次長とめられた権限に基いて次長は仕事をして行くと、こういうことになるのじやないかと考えておつたのですが、先ほどの説明によると、その局長の命を受けて、その局長個人が、次長を今までの権限を與えられるような説明なんですが、そういうふうな仕事をやつしているわけですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 局長と申しましても、まあ局長個人のことではないのであります。局長個人が、次長を今までの権限を與えられるような説明なんですが、そういうふうな仕事をやつしているわけですか。

○鈴木直人君 行政機構の簡素化をして、やはり事務も早く処理して、そういう方面的の役人は別の面に使うといふことを希望しております。この点は、局長個人の意見によつて、次長がは曾つての法令に基くところの残務整理のようであつて、将来起り得ることが予想されないだらうというような規定になつておりますが、これはまだ処理されないものがあるわけなんです。

○楠見義男君 大蔵省には一般の問題になつておる外國為替管理委員会の全般の問題とか、いろいろ重要な問題があるんです。それをやつておりますと長くなるのと、もう一つは、国家行政組織法の一部を改正する法律案で、我々各委員が共同して提案してあるこの法案のほうを早く取りまとめる必要があると思いますから、議事進行です。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今次長を置いておりますのは、先ほど申上げましたように主計局と理財局でございまが、両方の運用を私ども見ましても、我田引水かも知れませんけれども、最小必要限度の制度として置かれていますが、それでもございまして、それがなければ事務が滞留するという面とそあれば、それがあることによつて繁文縟礼に陥つておることは万ないんじやないかと、さよう考へておるわけでございます。今後措置されます次長につきましても、御指摘の点は十分留意いたしまして、次長があるために却つて事務が遅れるということに万ないようになります。

○竹下豊次君 次長の問題ですが、忙しい所で次長を置くことは、事務進捗上いい場合もあるだらうと思つておりますが、次長があるために事務が却つて滞留すると、つまり次長からところを、次長を通じなければならぬ、抜かすわけにいかんことで滞留す

ざいません。ただ従来この命令の運用といたしまして、国の債権が残つておるので、やつぱり省令とか規則で、それは各省それ／＼どういうふうに使つかといふことは、これは大臣の都合でありますけれども、それはどこかではあります段階においては、整理が終つて次長が補佐するというのが至当だろうと考へておるだけが、安本が廢止されますが、大蔵省に引継がれるうえでござります。金額等それからもう一つは簡単な事務的なものですが、第十條の「徵稅局の事務」を見ますと、第一号から九号まであります。一号から八号までは将来もあり、今後もあるところの継続的な條文ですが、第九号は「価格差益及び物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する割増金の徵收に関する事」などありますが、これ

○政府委員(村上一君) お答え申上げます。只今数字を持合せないで恐縮でございますが、御指摘の通りこの仕事は将来新規に発生して来る問題ではございません。

で、事務のことは複雑しないよう簡単にやつたほうがないんじやないかと、いう気持を持つております。併しそれは人々の考え方によつて意見の違うところでありましょから、今その問題を強く主張するわけじやございませ

ん。それから先ほどの財務参事官です、これはどうですか。大蔵省の部内でも銀行局とか主計局とかそのほかいろいろの局があると、それく仕事が違つているんですね、それでもやはり大蔵事務官という一本でやつていらっしゃるようですが、特にこの問題は、先ほどの御説明の部分だけに特に参事官という名前をおつけにならなければならぬ必要がどこにあるんでしょうか。

○政府委員(森永貞一郎君) まあどん

な仕事でも各局にいろいろ関係がございまして、各局間の総合調整という問

題があるわけでござります。普通の国

内の事務でござりますれば、各省と

同じように官房で調整し、次官が調整

するということで十分間に合うわけ

ござりますけれども、講和後特に増加

すると思われる外國と関係のあるよ

う事務につきましては、内部の調整だ

けでなく、対外的な面でも、或る一

人がまとめて交渉するというような面

が必要になつて来るわけでございま

す。そういう場合におきましては、や

はり一つの官名みたいなものを作つて

おきませんと、内部の総合調整にも力

が入りませんし、対外折衝の面におき

ます。そんなことを併せ考慮いたしま

す。併きたいと思つて立案いたしたわけ

あります。

○竹下豊次君 結局仕事が分れておりま

す。されば、その人が理財局関係のこ

となどをやるのになつとも差支えない

ようだと思ひますが、何かそういう肩書

がないと向うにわからないとかいうよ

うな関係もあるんでしようか。

○政府委員(森永貞一郎君) 肩書の面

もござります。例えばまあ私個人の例

を申上げますと非常に恐縮でございま

すが、官房で取りまとめる申します

ても、私は英語が余りできません、そ

れも銀行局長というのと同じよう

な意味合いで、財務参事官という一つ

のポストを作りたいと、そういう趣旨

でござります。

○竹下豊次君 そうすると官名がはつきりするための格ですね、参事官とい

う名前がないと、上の格か下の格かわ

からないと、こういうふうに理解して

いいですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 大体その

ようなことでございますが、この規定

にもござりますよう、「財務参事官

は、命を受け」と、特に大臣特命を受

けて総合調整に当るわけでございま

す。それで普通の大蔵事務官ではないわけ

でござります。

○楠見義男君 その点は、「命を受け」

は、先ほどのほかの省の設置法であつ

ります。それが、命を受けずに勝手に何で

ね。それだけに、特別に区別しなけれ

ばならない理由は特にないように思ひ

ます。それで何の仕事をしているとい

うこの受持の肩書なら又別に置くとい

うこともあり得るわけなんですが、何

かの事務官とか何局の事務官とかい

うようなことでわかるわけですから、参

事官という名前がなければ外國のほう

にはわからぬとか、希望者がないと

か、そんなことはないんじやないかと

思ひますけれどもね。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えい

ます。

○上條愛一君 それではもう一つ簡単

なお詳細

な御答弁は村上課長から御説明申上げ

ます。これがないといたしますと、

單に官房付事務官ということになるわ

けでござります。官房付事務官にも

区別がつかないと、いうことのございま

して、先ほどから申上げておりますよ

う非常に重要な仕事を、対内的、対

外的にさせる面から、まあ次官、官房

長あるいは銀行局長というのと同じよう

ございまして、そういう面で相当のや

はり専門家、学識経験者を登用するよ

ういう面では余り对外折衝の総合調整

の能力が、対外的の面ではないわけで

ございまして、そういう面で相当のや

はり専門家、学識経験者を登用するよ

ういう面でも余り对外折衝の総合調整

にお伺いいたしましたが、その支署の権限とか、管轄区域とかいうようないろいろなことは、大蔵省令できめるところに書いてあります、大体税務署と支署との仕事の違い、勤務内容等は簡単に御説明できますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 申上げましたように、只今のところはまだ具体的にはつきりきまつておりますのでござりますが、考え方をいたしましては、例えば間接税、酒とか物品税その他消費税でございますが、そういうものと、一番問題になつております所得税、この事務と、それからこれらに共通する徴収事務といふものがあるわけでございます。それで一番納稅者のかたに御迷惑をかける点の多いのは、何と申しましても所得税でござります。これは個人の所得税でございますが、そのほかに法人税もあるわけでございます。従いまして仮に相当税務の事務が数量的に減つたような場合に支署に格下げするといったとしても、個人の所得税の申告書の受付というふうな事務は、是非ともこれは余り距離のない所で受付をするというようなことが必要かと思つております。さような場合には支署において申告書の受付をやり、或いはその説明をするというやうな、最も窓口的な事務は是非とも支署に残して置くべきであろう、こういうふうに考えておるわけでござります。

まして、それの管理のために必要上籠いております場所がござります。そういうものは例えば国有財産が払下げ等が行われまして、数量が将来非常に減るというような場合には、その実情に合わせて廃止或いは縮小をするということを考えておりますが、現在のことろで廃止縮小を予定しておるものはないません。

○委員長(河井彌八君) よろしうござりますか。それでは先刻補見君から大蔵省設置法の一部を改正する法律案はいか一件の審議は今日はこの程度にとどめておきましたて、次に国家行成組織法の一部を改正する法律案がしてあるのであります。それを審議するという動議が提出されましたたが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) じゃさようによ取計らいます。それではこの発議は昨日この委員諸君からなされたのであります。先刻議長から本委員会に付託になりましたから、これを審議いたします。

○中川幸平君 このたび私はか八名の内閣委員から議員発議いたしました国家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表いたしまして提案の理由を御説明いたします。先ず法律案を朗読いたします。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。  
現行の国家行政組織法第二十四条の二の規定によれば、同法の別表第二の上欄に掲げる府、省又は本部の官房又は局は局は、暫定的処置として、本月三十日まで、同表の下欄に掲げる部を置くことができ、又別表第三の上欄に掲げる府には、これ又暫定的処置として、本月三十一日まで同表の下欄に掲げる局を置くことができる旨。そしてこれらとの部と局は本月三十一日限り廃止される旨が規定せられておるのでありますて、別表第二には、その上欄に、總理府、法務府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省及び経済安定本部の大臣官房、総裁官房及び局の名が掲げられ、その下欄に三十五の部と局とは、右に申述べました第二十四条の二の規定によりまして、本月三十一日まではその設置は認められておりますが、同日限りで廃止されることになります。

政府は今般一般的な行政機構改革を実行するがため、各行政機関の設置法の改正法律案を今国会に提案し、本年七月一日より、これらの機構改革を一端として、只今御説明いたしました部と局を今年七月一日以降廃止することにいたしておるのであります、これがためには本年六月三十日まではな

おこれを存続させる必要がありますのであります。それで、これらの部と局を置き得る期限を更に一ヶ月間延長するがため、国家行政組織法の一部を改正する法律案を今国会に提案いたしておりますのであります。然るに右の政府提出の法律案は、単にこの部と局の設置の期限を一ヶ月延長するのみならず、この法律案は現在衆議院で審議中であります。本院におきましては内閣委員会で予備審査を行なつておるにすぎない程度でありますので、内閣委員会といたしましては、この法律案を本日よりまして、審査を終了して結論を得ることには、現在の審査の過程においては不可能と言わざるを得ないのであります。従つてこの政府提出の法律案の規定中、今御説明いたしました部と局の設置の期限を定めておる第二十四条の一部の改正規定の部分だけを切り離して、これを国家行政組織法の一部を改正する法律案として、議員発議の形で提出し、この法律案を本月中に成立せしめる必要がありますのであります。

ます當時におきましたは、こういつら  
ような事情が全然ないとは一応考え  
られない問題でございまして、そこで  
の法案につきまして第二十四條の二  
を一応切り離して別の法律案とし  
て本立にして出すということともい  
う考慮いたしたのでございますけれども、同じ国会に同一件名の法律案を  
相前後して出すのも如何かということ  
も考えまして、一応五月三十一日ま  
には国会の御審議を頂きますような  
とを希望を申上げまして、そして提  
したわけでございます。併しこれは  
らない場合におきましては、採択し  
頂けない場合におきましては、やは  
御指摘の通り矛盾した法律が存在す  
ということになりましたて、非常に困  
ましたので、本日御提案を頂きました  
ものにつきましては、誠に感謝に堪  
ませんが、そういつたようなことを  
願いするよりほかに仕方がないと考え  
ております。

てす御 をれなし の 或業すい 困れ 先おえたりりて 通出こでとをれろてだら

附  
則

おこれを存続させる必要があります

の  
まち当時におれがしてな、こういつ

ます當時におきましたは、こういつて  
ような事情が全然ないとは一応考え  
られない問題でございまして、そこで  
の法案につきまして第二十四條の二  
を一応切り離して別の法律案とし  
て本立にして出すということともい  
う考慮いたしたのでございますけれども、同じ国会に同一件名の法律案を  
相前後して出すのも如何かということ  
も考えまして、一応五月三十一日ま  
には国会の御審議を頂きますような  
とを希望を申上げまして、そして提  
したわけでございます。併しこれは  
らない場合におきましては、採択し  
頂けない場合におきましては、やは  
御指摘の通り矛盾した法律が存在す  
ということになりましたて、非常に困  
ましたので、本日御提案を頂きました  
ものにつきましては、誠に感謝に堪  
ませんが、そういつたようなことを  
願いするよりほかに仕方がないと思  
ておりました。

てす御 をれなし の 或業すい 困れ 先おえたりりて 通出こでとをれろてだら

おりましたが、いよいよこれが三十一日までに通らないことがはつきりいたしますれば、すぐにでも国会にお願いいたしまして、こういつた処置をとつて頂こうかと考えております。  
○成瀬権治君 そうすると今では挨拶觀であつて、何ら手を打つていないということがわかつたわけございませんが、大体三十一日のぎり／＼ぱい、三十日頃或いは三十一日に間に合えさえすればよい、その次に手を打ちさえすればよいというのが政府のほうの率直な気持なのですか。  
○政府委員(鶴木亨弘君) それははつきりいたしますればできるだけ早く措置するつもりでおるのです。  
○成瀬権治君 私は非常にそういう態度を、政府としては誠実味を欠いた態度だと思う。なお私はこれに関連して聞きたい点は、例えば教育公務員特例法何かでも、期限が切れた、それに対して政府はまだ挨拶觀でいるのか、それに対して何か衆議院において通るような働きかけをしておられるのかどうか。  
○政府委員(鶴木亨弘君) 教育委員会法の改正の点、これにつきましては、衆議院におきまして、期限が切れそうになりましたときにおきましては、政府といましましては、極力通過いたしますように、衆議院にお願いをして参りたいと思つておりますが、遂にそれができませんので非常に残念でございますが期限が切れた状態でござります。  
○成瀬権治君 その期限が切れてしまつたと、そしてどうしておられるのか。何かしらうがないというので捨てておられるわけですか。

○政府委員(鶴木亨弘君) 勿論その法律案につきましては、政府としましては、衆議院の委員会等で十分話し合いを進めておりますけれども、まだその確定をみないような状況でござります。  
○成瀬権治君 そうすると、期限が切れてしまつたから非常に心配して、いわゆる自治庁のほうでは非常に動きかけて、いろいろと努力しておられる、こういうふうに了承していいわけですか。  
○政府委員(鶴木亨弘君) さようございます。  
○成瀬権治君 私はその効果が實際早く現れることをやつぱし希うのです。實際これが一日でも遅れたら、私はやはり困らないと言えば困らないかも知れませんけれども、法的に言えば非常に重大な問題だと思います。ですからそういうものは単に感情的な問題とか、どうこうというのではなく、やはりびしょと打つべき手は打つて行かなくちやならん、そういう態度は、やはやはやり欲しいものだと思う。折角の次長の御努力を心からお願ひを申上げまして、私は質問を終ります。  
○楠見義美君 私はこれは質問ではありますんが、将来の問題もあり、現に只今成瀬委員からお述べになりましたように、懸案中の問題もあるわけでありますから、そういう意味で特に私に将来における政府の心、いろいろこういう事態に即応にした準備に適切なきめを期するような意味から、警告と言葉は適当でありませんが、申上げておきたいと思うのであります。それは只今成瀬君からの御質問に対するお答えを拝聴いたしておりますと、全く上げ理由がないように私は思いました。

いうことは、二つの理由をお挙げになつたのであります。一つは、同一件の法案を一つの国会に出すことはどうかと、こういふことをお挙げになりましたが、現に我々は文部省設置法の一部改正法律案というものを、同一の名称のもので極めてまぎらわしい取扱をして現在やつて参りました。これはよく御承知だらうと思います。それからもう一つの問題は、五月三十一日までに恐らく審議が片付くであろう、若し片付かないような場合には云々といふお話がありましたが、この二十四條の二は、明らかに五月三十一日までとなつております。而も今お出しになつておるそれへの各省設置法は七月一日から施行すると、こういうふうになつておるので、明らかにこれは一月の空白があるわけであります。而もこの問題については、政府としてはこれは全廃をしようという方針であるということは、これはよくわかつておりますが、併しながらその部が廃止された場合に非常に困る、実際上困るというので、まあわけのわからん監という制度を設けたり、或いは次長というような应急的な制度を設けられておるくらいであつて、従つてたとえ一月といえどもそれが空白を生ずるということは、行政運営の上においてお困りになるということを意識されてそういうような措置を講ぜられておると思うのであります。従つて五月三十一日までに各省設置法がそれ／＼審議せられるとなれば、かわらず、法律上、一方は五月三十一日で消滅し、一方は七月一日から施行されるということで、明らかにこれは一月の空白がある。而も各省設置法といふものは、議員立法であれば問題は

別でありますけれども、政府提案であるのでありますから、明らかにそういふ点は予見されて然るべきではないか。にもかかわらず、こういふようないふ議員立法の手続を煩わさなければならぬか。私は今後における一つの措置に対する責任を感じられて然るべきではないかと思ふのであります。従つて私は最初に申上げたように、質問でも大きな、私は今後における一つの措置に対する責任を感じられて然るべきではないかと思ふのであります。従つて私は最初に申上げたように、質問でもございませんが、そういうような確実性をもつて御戒心を希望いたしましたが、おきたいと思います。

○委員長(河井彌八君) それでは本案について採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと言えます。それでは本案に賛成の諸君の署名を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては賛成の諸君の御署名を願います。

多數意見署名

竹下	豊次	楠見	義男
松原	一彦	三好	始
成瀬	幡治	上條	愛一
横尾	龍	鈴木	直人
中川	幸平		

○委員長(河井彌八君) なお委員長の報告は委員長に御一任を願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議がないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思いますが、如何でしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこの程度で散会しようと思いつます。

五月二十七日本委員会に左の事件を付託された。  
一、国家行政組織法の一部を改正する法律案(河井彌八君外八名発議)  
国家行政組織法の一部を改正する法律案  
国家行政組織法の一部を改正する法律  
国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
第十四條の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。  
この法律は、公布の日から施行する。  
午後四時四十二分散会  
いたします。